令和5年度国立研究開発法人産業技術総合研究所調達等合理化計画

「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」(平成27年5月25日総務大臣決定)に基づき、国立研究開発法人産業技術総合研究所(以下「産総研」という。)は、事務・事業の特性を踏まえ、PDCAサイクルにより、公正性・透明性を確保しつつ、自律的かつ継続的に調達等の合理化に取り組むため、令和5年度の調達等合理化計画を以下のとおり定める。

|1. 調達の現状と要因の分析|

(1) 産総研における令和4年度の契約状況は「表1」のとおり、契約件数は4,652件、契約金額は 693.6億円である。

このうち、「競争性のある契約」は3,806件(81.8%)、627.1億円(90.4%)であり、「競争性のない随意契約」は846件(18.2%)、66.5億円(9.6%)であった。

令和3年度と令和4年度の合計欄を比較すると、全体の契約件数が719件増加し、契約金額は 92.5億円減少している。

契約件数の主な増加要因としては、共同研究費及び受託研究費を財源とした研究装置購入等の契約が425件増加(令和3年度:1,908件、令和4年度:2,333件)したことが挙げられる。一方で、契約金額の減少については、一件当たりの契約金額が5億円以上の高額な案件を例にとれば、契約金額の合計が195億円減少(令和3年度:398億円、令和4年度:203億円)したことが主な要因と考えられる。なお、令和3年度の高額な案件の一例として契約金額の上位2件を見ると、液浸露光装置(99億円)、つくばセンター設備等維持管理業務(72億円)であったが、令和4年度においては、国際標準・認証拠点整備事業(70億円)、情報ネットワークシステム運用管理業務及びユーザ支援業務(14億円)といった状況である。

表 1 産総研の調達全体像

(単位:件、億円)

	令和3年度		令和4年度		比較増△減	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額
競争入札等	844	626. 2	1, 017	509. 7	173	△116.5
	(21. 5%)	(79. 7%)	(21. 9%)	(73. 5%)	(20. 5%)	(△18.6%)
企画競争•	344	24. 5	352	23. 1	8	△1.4
公募	(8. 7%)	(3.1%)	(7. 6%)	(3.3%)	(2.3%)	(△5.8%)
特例随意契約	1, 876	68. 0	2, 437	94. 3	561	26. 3
	(47. 7%)	(8. 7%)	(52. 4%)	(13.6%)	(29. 9%)	(38. 6%)
競争性のある	3, 064	718. 8	3, 806	627. 1	742	△91.7
契約(小計)	(77. 9%)	(91. 4%)	(81. 8%)	(90. 4%)	(24. 2%)	(△12.8%)
競争性のない	869	67. 4	846	66. 5	△23	△0.9
随意契約	(22. 1%)	(8.6%)	(18. 2%)	(9.6%)	(△2.6%)	(△1.3%)
合 計	3, 933	786. 1	4, 652	693. 6	719	△92.5
	(100%)	(100%)	(100%)	(100%)	(18. 3%)	(△11.8%)

- (注1) 計数は、それぞれ小数点第二位を四捨五入しているため、合計において一致しない場合がある。
- (注2) 比較増△減の()書きは、令和4年度の対令和3年度伸び率である。
- (注3) 本表には、少額随意契約は含まれない。

なお、契約件数及び契約金額ともに増加した特例随意契約については、主な要因として、現行の適用上限額(1,000万円)となった令和3年度以降、所内における制度の周知を図りその運用が浸透したこと、また上述のとおり共同研究費及び受託研究費を財源とした研究装置購入等の契約が増えたことなどによるものと考えられる。

また産総研では、特例随意契約(公開見積競争)における一件当たりの手続きに要する期間が、一般競争入札に比べ約20日間短縮されることから、延べ11,220日分の制度による短縮効果が得られ(短縮効果:令和3年度:37,520日分、令和4年度:48,740日分)、迅速な研究開発と事務手続きの合理化・効率化にも寄与している。

(2) 産総研での「競争性のある契約」における令和4年度の一者応札・応募の状況は「表2」のとおり、一者応札・応募の契約件数は3,334件(87.6%)、契約金額は511.4億円(81.6%)であった。令和3年度は、契約件数が2,566件(83.8%)、契約金額は512億円(71.2%)であり、件数で3.8%増加、金額で10.4%増加している。

これは、産総研が特定国立研究開発法人に指定され、我が国の国立研究開発法人の中においても特に世界最高水準の研究開発の成果を創出することなどが強く期待される組織として、最新の技術を取り入れたものや世界最高水準の高度な技術を要求することがあり、対応できる事業者が限られる場合があることが主な要因である。特に、令和4年度においては、共同研究費を財源とした半導体製造技術開発に係る装置群の更新や補正予算を財源とした地域イノベーション創出連携拠点整備に係る装置の購入等、高性能・高精度な研究装置等を多数契約したこと等が増加の要因と考えられる。

表2 産総研の一者応札・応募状況

(単位:件、億円)

		令和3年度		令和4年度		比較増△減				
2者以上	件数	498	(16. 3%)	472	(12. 4%)	△26	(△5. 2%)			
	金額	206. 8	(28.8%)	115. 6	(18. 4%)	△91.1	(△44.1%)			
1 者	件数	2, 566	(83.8%)	3, 334	(87. 6%)	768	(29.9%)			
	金額	512. 0	(71. 2%)	511.4	(81.6%)	0.6	(0.1%)			
合 計	件数	3, 064	(100%)	3, 806	(100%)	742	(24. 2%)			
	金額	718. 8	(100%)	627	(100%)	△91.7	(△12.8%)			

- (注1) 計数は、それぞれ小数点第二位を四捨五入しているため、合計において一致しない場合がある。
- (注2) 合計欄は、競争契約(一般競争、指名競争、企画競争、公募、特例随意契約、不落随意契約)を行った計数である。
- (注3) 比較増△減の() 書きは、令和4年度の対令和3年度伸び率である。

|2. 重点的に取り組む分野(【】は評価指標)

上記 1. の現状分析等を含め総合的に検討を行った結果、以下の(1)から(4)について、それぞれの状況に即した調達の改善及び事務処理の効率化に努めることとする。

- (1) 適切な随意契約に向けた取り組み
- (2) 一者応札・応募の抑制に向けた取り組み
- (3) 人材育成・情報の共有等
- (4) その他
- (1) 適切な随意契約に向けた取り組み
 - 1)競争性のない随意契約
 - 一般競争入札を原則としつつ、「競争性のない随意契約」が可能な場合は、より一層の適切な調達に向けた次の取り組みを実施する。

【随意契約について、適切かつ合理的な調達を実施しているか。】

- 〇「随意契約」を行おうとする場合は、その妥当性を精査するため、民間企業で培った技術的な 専門知識を有する契約審査役による事前の点検を行う。
- 〇「随意契約」を行った案件については、その透明性と客観性を確保するため、契約の相手方の名称、契約金額、随意契約によることとした理由等をホームページで公表する。
- 〇「随意契約」を行った案件については、その妥当性を確認するため、契約監視委員会の事後点 検を行う。
- ○特殊な技術又は設備等が不可欠な事業であって、当該技術又は設備等を有している者が特定 の一者に限定されると判断できない調達案件については、競争性及び透明性を確保するため 「公募(入札可能性調査)」の手続きを実施する。

2) 競争性のある随意契約

「特定国立研究開発法人の調達に係る事務について」(平成29年3月10日内閣総理大臣総務 大臣決定)において認められた公開見積競争を原則とする特例随意契約について、適切かつ 合理的な調達に向けた次の取り組みを実施する。

【特例随意契約について、適切かつ合理的な調達を実施しているか。】

- ○公正性を確保するため、関係法人「以外との契約とする。
- ○競争性及び透明性を確保するため、ホームページによる公開見積競争を実施する。また、公 告期間は、事業者が参加準備をするために必要となる期間等を考慮し、適切な期間を設定す る。
- ○特例随意契約の適正性を確保するため、同制度の適合性の判断が難しい役務の提供、製造の 請負及び物件の借入については、契約審査役による事前の点検を実施する。
- 〇価格の妥当性を確保するため、公開見積競争の参加者が一者である場合には、価格交渉を実施する。
- ○過去の納入実績データを整理・共有し、当該情報を活用して事業者への呼びかけを実施する こと等により、一者見積の抑制に取り組む。
- ○個々の特例随意契約案件が、公正かつ透明な調達手続き及び、迅速な調達となっているか等について、契約監視委員会において事後点検を実施する。当該点検結果を踏まえ、同委員会において翌年度の実施の可否を審議する。
- 〇特例随意契約を適用した契約について、契約概要をホームページで公表する。
- 〇制度所管部署による実施状況の点検及び内部監査担当部署による内部監査を実施し、必要に 応じ改善を行うとともに、これらの結果を契約監視委員会に報告する。
- (2) 一者応札・応募の抑制に向けた取り組み

競争性確保の観点から、次の取り組みを実施する。

【競争性のある契約について、以下の取り組みを着実に実施しているか。】

〇研究・業務遂行上不必要な過大な要求仕様となっていないか等について審査等を実施し、適正 な仕様書作成に向けた取り組みを推進する。

¹ 関係法人とは次の①及び②のいずれにも該当する法人 ①当法人の役員経験者が再就職している又は課長相当職以上の職の経験者が役員等として再就職している。 ②総売上高又は事業収入に占める当法人との間の取引割合が3分の1以上である。

- ○全国の事業所の入札等案件情報をホームページ等で周知するほか、調達担当者が過去の納入 実績データを、製造メーカ別や事業者別で整理・共有するとともに、当該データを活用して 入札参加の直接呼びかけを行う等により入札参加者の拡大を図る。
- 〇次年度分の年間契約について予定一覧を作成し、当該入札公告が案内されるより前にホームページにて公表し、事業者が計画的に入札への準備、入札への参加が出来るよう事前の情報 提供を行い、入札参加者の拡大を図る。
- 〇調達情報について、ホームページに掲載するとともに、新着情報配信(RSS配信)を活用した 事業者への情報提供を実施する。
- 〇事業者が余裕をもって計画的に提案を行えるよう、事業内容に応じて適切な公告期間を設けるとともに、可能な限り説明会を実施し、説明会から提案締切りまでの期間(一般競争入札は7日以上、企画競争は15日以上)を十分に確保する取り組みを継続して実施する。
- ○複数年度にわたって事業を継続することが合理的な案件については、経済性を考慮のうえ、 可能な限り「複数年度契約」にすることで契約規模を拡大させ、事業者の参入意欲をより一 層高める取り組みを実施する。
- ○つくばセンターにおいては、事業所共通で必要となる消耗品の調達や役務契約については、 事業所ごとに契約するのではなく一括で契約することで契約規模を拡大させ、事業者の参入 意欲をより一層高める取り組みを実施する。
- 〇工事契約において、建築資材や労働者の確保、工事にかかる準備・後片付けの日数、週休2日の確保等を考慮した適正な工期を設定する。また、工事現場に配置する主任技術者等や設計業務における監理技術者の選定において、必要となる国家資格及び実務経験等の資格要件を必要最低限のものとし、事業者の参入をより一層高める取り組みを実施する。
- 〇一者応札・応募となった案件については、契約監視委員会の事後点検の意見等を踏まえ、一者 応札・応募の抑制にむけた取り組みを推進する。
- ○事業者が入札に参加しやすいよう、電子入札等の導入を検討する。

(3) 人材育成・情報の共有等

【契約監視委員会の点検結果を調達担当者に共有し、調達手続きの改善に取り組んでいるか。 また、調達手続きに係る研修会等を実施し、調達ルールの周知・浸透に取り組んでいるか。】

- 〇調達手続きの改善等に関する情報及び、契約監視委員会点検による委員からの意見等については、全国会計担当者会議等を定期的に開催し、全国の調達担当者に有用情報の共有と遵守 事項等を周知徹底する。
- 〇民間企業で培った技術的な専門知識を有する契約審査役が講師となって、調達担当者及び調 達請求者等に向けて、適正な仕様書作成や適切な随意契約事由の選択判断の考え方などに関 するスキルアップ研修を実施する。
- 〇コンプライアンス意識の向上と適正で迅速かつ効果的な調達手続きの実現のための基礎知識 の習得を目的とした、調達担当者向けの研修会を定期的に開催する。
- ○全職員等に対し、所内イントラを通じた各種規程類、マニュアル等の周知、e-ラーニングによる研修を実施し、調達ルールの周知・浸透を図る。

(4) その他

〇調達情報については、「公共調達の適正化について」(平成18年8月25日財計第2017号)等に

3. 調達に関するガバナンスの徹底(【】は評価指標)

【調達に係る公正性・透明性・競争性の確保のためのガバナンスにおいて、以下の取り組みを着 実に実施しているか。】

(1)調達に係る契約権限の明確化と周知

産総研では、財務及び会計に関する事務の適正化を図るため、研究所の収入及び支出の原因となる契約その他の行為に関する事務については、「契約担当職」が行うことと会計規程でその権限を明確化している。併せて、全職員等に受講義務を課している研修(e-ラーニング)において、当該権限並びに研究者等の一般職員による発注を禁じていることについて毎年度の周知を実施しており、これを継続的に取り組む。

(2)公平性・透明性・競争性の確保向上の取り組み

公平性・透明性確保の観点から、仕様書を作成する場合には、研究・業務遂行上不必要な過大な要求仕様、競争性を排除する要求仕様となっていないかなど仕様書の適正化に留意する。さらに、取得予定額が100万円を超える場合は、類似する研究装置等の比較検討、情報収集を可能な限り行うこととし、適正な執行と競争性の確保向上を図る。

政府調達基準額以上の調達案件(以下「政府調達」という。)については、仕様内容・契約方法について契約審査役による審査を実施するとともに、政府調達以外の案件についても、契約審査の対象範囲を拡大して、契約審査役による審査を実施する。

(3) 随意契約の所内におけるチェック機能の確保

「随意契約」を締結することとなる案件については、「随意契約によることができる事由」との整合性や妥当性について、調達担当部署 (調達担当者、調達グループ長等、契約担当職)と契約審査役による二重チェックを確実に実施する。

(4) 適正な検収の徹底

全ての調達に係る検収を本部組織又は事業組織に所属する職員(検収担当者)が実施する。

(5) 資産等の適正な管理及び保管状況の確認

資産、準資産及び換金性の高い物品については、検収担当者等が固定資産管理台帳をもとに現物確認を実施する。

(6) 不祥事の発生の未然防止・再発防止のための取り組み

全職員等を対象とした研修 (e-ラーニング) のカリキュラムとして、「調達・検収制度」及び「外部研究資金等の適正執行」を設定することにより調達ルールの周知・浸透を図る。

また、調達に関するマニュアル類は不断の見直しを行い、改訂した場合は所内イントラを通じ 周知徹底する。

事業者に対しても、「不正、不適切な契約を行わないこと」、「不正が認められた場合は、取引停止の処分を講じられても異議がないこと」などを盛り込んだ誓約書を徴取する。

|4. 自己評価の実施|

調達等合理化計画の自己評価については、各事業年度に係る業務の実績等に関する評価の一環と して、年度終了後に実施し、自己評価結果を主務大臣に報告し、主務大臣の評価を受ける。 また、主務大臣による評価結果を踏まえ、その後の調達等合理化計画の改定・策定等に反映させる。

5. 推進体制

(1) 推進体制

1)調達等合理化推進チーム(以下「推進チーム」という。)は、調達等合理化計画を策定する。推進チームは、以下のメンバーで構成する。

総括責任者 総務本部長 副総括責任者 調達部長 構成メンバー 調達部次長、契約担当職

2) 推進チームの下に、調達担当職員で構成する調達改善に関する連絡会議をおき、調達等合理化計画の案を策定するとともに、計画の推進を図る。

構成メンバー 調達管理室長、検収室長、調達管理室長代理、調達室長代理及びグループ長、大型調達室長代理、検収室長代理

3) 計画の推進に当たっては、調達部がその事務局を担う。

(2) 契約監視委員会の活用

契約監視委員会は、当計画の策定及び自己評価の際の点検を行うとともに、これに関連して、理事長が定める任務(随意契約の妥当性に関すること、随意契約から一般競争入札等への移行に関すること、一般競争入札等の競争性の確保に関すること、特例随意契約による調達の妥当性に関すること、に該当する個々の契約案件の事後点検)を行い、その概要を公表する。

6. その他

調達等合理化計画及び自己評価結果等については、ホームページにて公表する。

なお、新たな取り組みの追加等があった場合には、調達等合理化計画を改定する。

また、本計画の実施に当たっては、「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」(昭和 41 年 6 月 30 日法律第 97 号)、「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律」(平成 12 年 5 月 31 日法律第 100 号)、「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律」(平成 24 年 6 月 27 日法律第 50 号)等の諸施策との整合性に留意する。